

【地震保険】基準料率改定の届出のご案内

損害保険料率算出機構は2015年9月30日付で、金融庁長官に地震保険基準料率を変更する届出を行いました。

届出の概要

今回の届出では、料率算出に使用している各種基礎データの更新などにより、全国平均で+5.1%の引上げを行っています。

なお、改定率は都道府県・建物の構造区別に異なり、最大引上げ率は+14.7%、最大引下げ率は-15.3%となります。

【主な理由・背景】

(1) 各種基礎データの更新など

- ・ 震源モデルの更新^{※1} ⇒ 全国平均の引上げに大きく影響
- ・ 地盤データなどの更新^{※1} ⇒ 全国平均の引下げに影響
- ・ 被害関数^{※2}の改良 ⇒ 全国平均の引下げに影響

※1 地震調査研究推進本部が作成した確率論的地震動予測地図 2014年版の震源モデルと地盤データ

※2 揺れの大きさと揺れによる被害の関係

(2) 地震保険に関する法律施行令の改正 (2015年9月30日公布)

- ・ 損害区分の細分化 (3区分から4区分) ⇒ 全国平均の引下げに影響

(3) 地震保険制度に関するプロジェクトチーム フォローアップ会合における「議論のとりまとめ」(財務省から2015年6月24日に公表)

- ・ 保険契約者の負担感が高まることへの懸念、地震保険への加入率確保の観点から、複数段階に分けた引上げも考えられる。

全国平均で+19.0%の引上げが必要な状況となりました。

都道府県ごとに3段階に分けて料率改定を行うこととしました。
今回は全国平均で+5.1%の引上げとなります。

- 👉 今回の届出は、**3段階に分けた料率改定の1回目**の改定の届出となります。
2回目以降の料率改定は、上記(1)に掲げた各種基礎データの更新などの影響を踏まえて行います。

<参考>

●保険料例

(契約条件：保険金額1,000万円、保険期間1年間)

都道府県	建物の構造 ^(注1)	割引10% ^(注2) 適用の場合		
		現行(円)	届出(円)	差額(円)
北海道	イ構造	7,600	7,300	-300
	ロ構造	14,900	13,800	-1,100
宮城	イ構造	7,600	8,600	1,000
	ロ構造	14,900	16,600	1,700
東京	イ構造	18,200	20,300	2,100
	ロ構造	29,300	32,700	3,400
愛知	イ構造	18,200	15,400	-2,800
	ロ構造	29,300	26,000	-3,300
大阪	イ構造	12,200	11,900	-300
	ロ構造	22,000	21,400	-600
福岡	イ構造	5,900	6,100	200
	ロ構造	9,500	10,300	800

(注1) イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物
ロ構造：イ構造以外の建物

(注2) 10%は、建築年割引、耐震等級割引(耐震等級1)または耐震診断割引が適用される場合の割引率

地震保険基準料率とは

- ・ 当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、地震保険基準料率を算出しています。
- ・ 地震保険基準料率は、地震災害に対する保険金の支払いに備えるため、将来の地震の危険度に基づき、利潤は含めず、低廉で適正な原価で算出されています。
- ・ 契約者が支払った地震保険料は将来の支払いに備えるため、必要経費部分を除いた全ての額を責任準備金として積み立てる仕組みとしています。

損害保険料率算出機構

届出内容の詳細につきましてはニュースリリースをご覧ください。